

協議項目第 2 1 ー 号

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて
1. ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。
2. ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3. 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4. 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。

平成16年1月22日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針	1. ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。 2. ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3. 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4. 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
ごみ収集	【ごみ収集状況】※H14.9.30現在 ①対象人員 1,988世帯 3,968人 ②対象区域 町内全域 ③収集率 100% ④収集体制 委託 ⑤収集方式 ステーション方式 ⑥収集方法 定期収集 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 (金物類、ガラス陶磁器類各1回) 資源ごみ (新聞、雑誌) 各々月1回 乾電池・蛍光管 月2回	【ごみ収集状況】※H14.3.1現在 ①対象人員 975世帯 2,185人 ②対象区域 村内全域 ③収集率 100% ④収集体制 直営 ⑤収集方式 ステーション方式 ⑥収集方法 定期収集 台所ごみ 週3回 不燃ごみ ビン・ガラス類 月1回 資源ごみ (古紙・電池類)(缶類)(木屑・古着類) 各月1回 年4回 粗大ごみ 年4回 可燃ごみ 廃プラスチック類 週1回	【ごみ収集状況】※H14.3.1現在 ①対象人員 942世帯 2,424人 ②対象区域 村内全域 ③収集率 100% ④収集体制 直営 ⑤収集方式 ステーション方式 ⑥収集方法 定期収集 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 (金物類、ガラス陶磁器類、片手で持てるまでの家電製品) 資源ごみ 月4回 乾電池・蛍光管 月1回	【ごみ収集状況】※H14.3.1現在 ①対象人員 167世帯 302人 ②対象区域 村内全域 ③収集率 100% ④収集体制 直営 ⑤収集方式 ステーション方式 ⑥収集方法 村民が直接搬入 可燃ごみ 週3回 不燃ごみ 週2回 (ガラス陶磁、プラスチック類) 資源ごみ 週2回 (空缶、廃プラスチック類) 乾電池・蛍光管 週2回	合併後に再編 当面現行のとおりとし、新町において調整する。
ごみ処理施設	【概要】 一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理。 1 焼却施設(平成14年11月廃止) 2 不燃物処理施設 圧縮機(缶類)、破砕機(瓶類) 3 一時保管施設(焼却灰仮置場) 4 最終処分場 1の施設については、平成14年12月2日から岩城村クリーンセンターにおいて焼却処理を行っている。今後の施設整備については炭化乾留システムを含めて、検討中である。 2の施設は引続き、弓削町清掃センターにおいて稼働している。缶類、瓶類、乾電池(保管上、2年に1回リサイクル処理委託を実施)の処理を行っている。 3の施設については、平成14年12月末日まで焼却灰仮置場として使用し、現在は用途を検討中である。 4の施設については、一般家庭から排出する不燃物の埋立処理を行うとともに、関係法令に基づき排水や浸出水の分析調査を行うとともに、発生ガスの調査や地中温度の管理等、適正な維持管理に努めている。	【概要】 同 左 1 リサイクル施設 2 一時保管施設 3 最終処分場 1～2の施設については、リサイクルセンターいきなにおいて運営・維持・管理を行っている。 ※リサイクルセンターいきな(H13) 1日約4.5トン処理	【概要】 同 左 1 焼却施設 2 リサイクル施設 3 一時保管施設 4 最終処分場 1～3の施設については、クリーンセンター内に、4は先田名後一般廃棄物処分場に属する。どちらも運営、維持管理は村で行っている。 ※岩城村クリーンセンター (H6) 1日5トン処理	【概要】 同 左 1 焼却施設 2 生ごみ処理機 3 一時保管施設(焼却場の空きスペース) 運営、維持管理は村で行っている。	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																																																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																													
ごみ資源化	【事業目的】 特定家庭用機器再商品化法により、家電4品目を再商品化する事業 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テレビ</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テレビ	1台につき	3,650円	エアコン	1台につき	3,650円	冷蔵庫	1台につき	3,650円	洗濯機	1台につき	3,650円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テレビ</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テレビ	1台につき	3,300円	エアコン	1台につき	3,300円	冷蔵庫	1台につき	3,300円	洗濯機	1台につき	3,300円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品搬入手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テレビ</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr></table> ※収集費用は別途500円増し。	品 目	単 位	手数料	テレビ	1台につき	2,000円	エアコン	1台につき	2,000円	冷蔵庫	1台につき	2,000円	洗濯機	1台につき	2,000円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テレビ</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>洗濯機</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テレビ	1台につき	3,700円	エアコン	1台につき	3,700円	冷蔵庫	1台につき	3,700円	洗濯機	1台につき	3,700円	合併後に再編 当面現行のとおりとし、 新町において統一するよう検討する。
品 目	単 位	手数料																																																															
テレビ	1台につき	3,650円																																																															
エアコン	1台につき	3,650円																																																															
冷蔵庫	1台につき	3,650円																																																															
洗濯機	1台につき	3,650円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テレビ	1台につき	3,300円																																																															
エアコン	1台につき	3,300円																																																															
冷蔵庫	1台につき	3,300円																																																															
洗濯機	1台につき	3,300円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テレビ	1台につき	2,000円																																																															
エアコン	1台につき	2,000円																																																															
冷蔵庫	1台につき	2,000円																																																															
洗濯機	1台につき	2,000円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テレビ	1台につき	3,700円																																																															
エアコン	1台につき	3,700円																																																															
冷蔵庫	1台につき	3,700円																																																															
洗濯機	1台につき	3,700円																																																															
ごみ袋販売	【概要】 一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、婦人会に許可をしているが、販売委託していない。 (指定ごみ袋) 特大 1枚 21円 大 1枚 15円 中 1枚 9円	【概要】 一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、商工会を通じ生名村内の店舗に販売を依頼している。 (指定ごみ袋) 特大 1枚 15円 大 1枚 11円 中 1枚 6.5円 小 1枚 4円	【概要】 指定ごみ袋は、現在3店舗に販売依頼している。役場では、指定ごみ袋以外に燃やせるごみシール、発泡スチロールシールも販売している。 (指定ごみ袋) 指定ごみ袋・各シール・各1枚50円 ※ただし、ごみ袋1世帯に100枚(4人までを標準とし、1人増すごとに20枚追加)、燃やせるごみシール12枚、発泡スチロールシール10枚を年度当初に無料配布。	【概要】 家庭から出される燃やせるごみを入れるごみ袋・燃やせるごみシール・発泡スチロールシールの配布を実施している。ごみ袋・燃えるごみシール・発泡スチロールは、魚島村専用のものを作成している。 (指定ごみ袋) 指定ごみ袋:1枚50円 ※ただし、1世帯当たり燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋各50枚を年度当初に無料配布。	合併後に再編 当面現行のとおりとし、 新町において調整する。																																																												
生ごみ処理機購入費補助	—	【対象機器】 コンポスト(生名村が購入) 【補助率及び補助限度額】 1/2で4,000円を上限	【対象機器】 コンポスト 【補助率及び補助限度額】 1/2で3,000円を上限	【対象機器】 コンポスト 電動式生ごみ処理機 【補助率及び補助限度額】 コンポスト:3,000円を上限 電動式生ごみ処理機:15,000円を上限 【構造上の制限】 コンポスト 130リットル以上の容器 電動式生ごみ処理機 3年以上の補償期間を有する物	合併時に廃止																																																												
狂犬病予防事務	○犬の登録、予防注射の実施 <table><tr><td>登録犬数</td><td>366頭</td></tr><tr><td>予防注射頭数</td><td>255頭</td></tr></table> 手数料 <table><tr><td>登録手数料</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>狂犬病予防注射済票交付手数料</td><td>550円</td></tr><tr><td>鑑札再交付手数料</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>狂犬病予防注射済票再交付手数料</td><td>340円</td></tr></table>	登録犬数	366頭	予防注射頭数	255頭	登録手数料	3,000円	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	鑑札再交付手数料	1,600円	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	○犬の登録、予防注射の実施 <table><tr><td>登録犬数</td><td>127頭</td></tr><tr><td>予防注射頭数</td><td>75頭</td></tr></table> 手数料 同 左	登録犬数	127頭	予防注射頭数	75頭	○犬の登録、予防注射の実施 <table><tr><td>登録犬数</td><td>189頭</td></tr><tr><td>予防注射頭数</td><td>92頭</td></tr></table> 手数料 同 左	登録犬数	189頭	予防注射頭数	92頭	○犬の登録、予防注射の実施 <table><tr><td>登録犬数</td><td>7頭</td></tr><tr><td>予防注射頭数</td><td>7頭</td></tr></table> 手数料 同 左	登録犬数	7頭	予防注射頭数	7頭	存続 現行のとおりとする。																																				
登録犬数	366頭																																																																
予防注射頭数	255頭																																																																
登録手数料	3,000円																																																																
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円																																																																
鑑札再交付手数料	1,600円																																																																
狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円																																																																
登録犬数	127頭																																																																
予防注射頭数	75頭																																																																
登録犬数	189頭																																																																
予防注射頭数	92頭																																																																
登録犬数	7頭																																																																
予防注射頭数	7頭																																																																

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																													
犬猫等死骸収集	【目的】 衛生的で良好な生活環境を守るため、公道や公共施設駐車場等における犬猫等の死骸について迅速に回収処理する。 【概要】 町民からの通報により、職員が回収を行っている。	【目的】 同 左 【概要】 村民からの通報により、職員が回収を行っている。	【目的】 同 左 【概要】 同 左	【目的】 同 左 【概要】 同 左	存続 現行のとおりとする。																												
野犬対策	【目的】 住民の社会生活の安全を確保するために、人の身体及び財産に対する犬からの危害防止の措置を行う。 【経費】 犬の捕獲については、住民からの要望があれば捕獲作業を行い、捕獲した犬は今治中央保健所に送っている。 ※運送代:1件4,000円	【目的】 同 左 【経費】 同 左	【目的】 同 左 【経費】 同 左	【目的】 同 左 【経費】 同 左	存続 現行のとおりとする。																												
斎場・火葬場	○弓削町斎場 火葬業務 委託 火葬許可 住民課窓口 使用料 ・町民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>火葬施設</td><td>1体につき</td><td>円 30,000</td></tr><tr><td>待合施設</td><td>1時間につき</td><td>2,000</td></tr><tr><td>テ ント</td><td>1回につき</td><td>500</td></tr></table> ・町民でない場合 上表使用料の額の1.5倍	区 分	単 位	使用料	火葬施設	1体につき	円 30,000	待合施設	1時間につき	2,000	テ ント	1回につき	500	○生名村火葬場 火葬業務 直営 火葬許可 住民生活課窓口 使用料 ・村民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 10,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>5,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>2,000</td></tr></table> ・村民でない場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 15,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>8,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>3,000</td></tr></table>	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 10,000	満13歳未満の死体	5,000	死胎児	2,000	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 15,000	満13歳未満の死体	8,000	死胎児	3,000	○岩城村火葬場 火葬業務 委託 火葬許可 住民生活課窓口 使用料 1体につき30,000円	○魚島村火葬場 火葬業務 直営 火葬許可 住民課窓口 使用料 1体につき10,000円 ただし、個人が取り扱ったときは、無料とする。	合併後に再編 ・新町で速やかに使用形態の統一化を図る。 ・使用料については、当面現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
区 分	単 位	使用料																															
火葬施設	1体につき	円 30,000																															
待合施設	1時間につき	2,000																															
テ ント	1回につき	500																															
区 分	使用料																																
満13歳以上の死体	円 10,000																																
満13歳未満の死体	5,000																																
死胎児	2,000																																
区 分	使用料																																
満13歳以上の死体	円 15,000																																
満13歳未満の死体	8,000																																
死胎児	3,000																																

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	環 境 衛 生 関 係 事 業
調 整 方 針	資 料		

環 境 衛 生 関 係 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 （目的） 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 （国及び地方公共団体の責務） 第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的扶助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。 （一般廃棄物処理計画） 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、	運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 － 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	環 境 衛 生 関 係 事 業
調 整 方 針	資 料		

先	進	事	例
☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 ・ごみ収集回数及び収集方法等については、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 ・生ゴミ処理容器等設置事業補助金及び資源有価物回収事業推進協力団体交付金については、新町に引き継ぐものとし、交付要綱は新町において調整する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 (1) 収集体制については、現行どおりとする。 ただし、収集・運行経路については、合併後において住民サービスに十分配慮しながら見直しを行う。 (2) 収集頻度・収集委託については、当面は現行どおりとし、合併後において住民サービスに十分配慮しながら見直しを行う。 (3) 生ごみ処理機購入費補助金については、合併時に仁淀村の例により統合する。 ☆重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 塵埃処理関連事業 ① 指定ごみ袋の無償配布は、新市においても当分の間継続実施し、ごみの排出量の推移を見ながら、新市において見直し検討を行う。 ② ごみの分別及び収集は、当分の間現状を維持し、新市において見直し検討を行う。 ③ ごみ集積場については、当分の間現状を維持し、地元の調整が完了した地区から順次集約する。 (2) し尿処理関係事業 し尿処理関係事業は、現行の制度を新市に引継ぎ、継続して実施する。 (3) 環境関連事業 ① 桜花苑の火葬料は、1 2 歳以上 1 万円、1 2 歳未満 5 千円として徴収を行う。 ② 志津川墓園は、新市に引継ぎ、利用対象を全市に拡大する。 ③ 新市において新たに環境審議会等を設け、環境保全に必要な体制整備を行う。 ④ 太陽光発電システム補助は、現行の制度を新市に引継ぎ、国の動向を見ながら新市において見直し検討を行う。 ⑤ その他、現在いずれかの町で実施している環境施策については、現行の制度を新市に引継ぎ、継続して事業を実施する。		☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 一般ごみの収集及び処理事業については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。 粗大ごみの収集及び処理事業については、基本的には川之江市の例により有料とする。 資源ごみ回収団体補助金については、基本的には川之江市の例により調整する。 生ごみ処理容器等設置事業補助金については、基本的には伊予三島市の例により調整する。 地域清掃補助金については、基本的には伊予三島市の例により調整する。 ごみステーション整備事業補助金については、土居町の例により調整する。 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、川之江市の例により調整する。 ☆内子町・五十崎町・小田町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕 1 蓄犬業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、鑑札及び狂犬病予防注射の開業獣医師への委託については、内子町の例により合併時に調整する。 2 一般廃棄物の収集運搬処理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 粗大ごみの収集運搬については、合併年度（平成 1 6 年度）は現行のとおりとし、新町において調整する。 4 生ごみ収集及び補助金については、合併年度（平成 1 6 年度）は現行のとおりとし、新町において調整する。 5 飲料水水質検査については、内子町の例により合併時に調整する。 6 公共用飲料水水質検査と工場排水の水質検査については、合併時に調整する。ただし、検査方法は内子町の例による。 7 産業廃棄物最終処分場の水質検査については、内子町の例により合併時に調整する。 8 環境美化事業（地域の清掃活動）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。また、どちらかの町のみで実施している事業については、合併時に調整する。 9 し尿・浄化槽汚泥の収集処分については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 10 火葬場の使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 環境業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 (1) 公営墓地については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 (2) 環境衛生業務・ごみの不法投棄防止及び回収事業については、新たに制度を設けるものとする。 (3) 道路・河川等清掃活動・公共河川水等水質検査については、新町に移行後、速やかに調整するものとする。	